

平成30年度第6回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年9月27日(木)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	宮嶋	智也
副主幹	石原	慎也
主任主事	窪田	武将

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

10番	橘川	直泰	11番	原	恵子
-----	----	----	-----	---	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について

会議の状況

【議長】

それでは第6回の総会を開催したいと思います。出席委員は、全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

9月19日の県の会議の中で報告があります。県内の農業委員改選について、大磯町が8月に改選され、県内すべての農業委員会が新体制となりました。

もう1つが、7月の豪雨災害の義援金をお願いしましたが、県内で集まったお金は、647,000円となっております。その内、二宮町は12,000円送っております。そのお金については責任を持って農業会議がお届けしたとのことです。

それでは、日程第2の議事録署名委員の指名についてです。

第6回総会の議事録署名委員につきましては、10番 橘川委員、11番 原恵子委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。8月14日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を8月17日付で発行しております。

続きましてNO2になります。8月14日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を8月17日付で発行しております。

続きましてNO3になります。8月29日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を8月30日付で発行しております。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項 2 朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図 1 をご覧ください。場所は、生協の西側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、駐車場としての転用目的での農地転用手続きになっております。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項 3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項 3 朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図 2 をご覧ください。場所は、二宮町保健センターの北側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でございます。

【議長】

こちらも報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項 4 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項 4 朗読 —

それでは説明いたします。

賃借人は、平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までを期間として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を受けていましたが、賃貸人と合意解約に至ったため、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書」が提出されました。解約の理由については、売買契約成立に伴い、関係者間で合意に至りました。なお、本対象地につきましては、6 月総会において 3 条許可の審議を行い、許可をした土地となっております。当該地は、利用権設定を受けていた方が売買で取得し、引き続き耕作を行うため、3 条

許可申請の時点では所有権移転日が明確でなかったため、3条許可申請の前に利用権設定を解除すると、利用権解除後、所有権移転までの間に空き期間ができてしまうため、空き期間なく耕作していただくために3条許可後、所有権移転の日が確定した段階で利用権設定解除の通知書を提出という流れとなりました。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

本日の案件につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時45分閉会